

誇れる出雲市 私たちの手で 出雲市自治基本条例(仮称)の 「中間まとめ」ができました

出雲市自治基本条例(仮称)の制定をめざして議論してきた「出雲市自治基本条例(仮称)市民懇話会」が「中間まとめ」を取りまとめたので、その概要をお知らせします。最終の「提言書」は、市民の皆様との意見交換やアンケート調査などを行い、さらに検討を重ね、8月末に市長へ提出する予定です。なお、「中間まとめ」は、市のホームページに掲載しているほか、政策企画課(市役所本庁舎3階)で希望者に配布します。

自治基本条例って何…？

自治基本条例は、自治のあり方や、まちづくりを進めるときに、誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかについて、その基本となるルールを定めるものです。

なぜ、自治基本条例が必要なの…？

多くの自治体では、地方分権にふさわしいまちづくりに対応するため自治を担う市民、議会、行政等のそれぞれの役割と責任、情報の共有や市民参画、住民投票など市政

運営の基本理念や基本原則を定めた、「まちのルール」ともいわれる自治基本条例を制定し、自らの考えと責任において自立的な地域運営を行っていく

ます。出雲市においても、「市民が主役のまちづくり」、「わかりやすい市政の運営」を実現するため、この「自治基本条例」の制定に向けて検討をしています。

市民懇話会の活動

将来にわたり、出雲市のまちづくりの基本となる「まちのルール」を市民のみなさんと一緒につくることを目的に、平成22年8月に市民懇話会の委員を公募し、集まった17人が、1年間で19回の全体会議と7回

の分科会を開催し、検討してきました。中間まとめの全体構成と提言書の提出に向けて

「出雲市自治基本条例(仮称)市民懇話会「中間まとめ」」の構成は左表のとおりです。

今後、市民懇話会では、市民の皆様との意見交換や無作為抽出によるアンケート調査などを行い、さらに検討を重ね、提言書にまとめます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

出雲市自治基本条例(仮称)市民懇話会 [中間まとめ]の構成

はじめに 用語の説明

I. 自治基本条例の基本的な考え方

1. 条例の必要性
2. 条例の位置づけ
3. 条例の実効性

II. めざすまちづくり

1. まちの全体像
2. 福祉と医療が充実したまち
3. 災害等に強いまち
4. 次世代へつなぐまち

III. まちづくりの担い手

1. 市民
2. 議会
3. 行政

IV. まちづくりの制度や仕組み等

1. 市民参画・情報共有等
2. 住民投票
3. 広域的な連携

参考資料

1. 検討経過
2. 市民懇話会委員名簿

自治基本条例をつくっています

自治 **基本** **条例**
自ら治めるための 土台となる ルール

市のまちづくりのルールを定めるために、公募の市民を中心とした17人による市民懇話会で、討議を続けています。討議内容は市ホームページに掲載しています。

おたずね／政策企画課 ☎21-6612

「代表世話人 小早川大輔委員」
この市民懇話会に集まった17人は、年齢や経験は様々ですが、この出雲市をもっとよいまちにしようという意気込みで、市民目線で自由に意見を出し合いました。出雲市のまちづくりに役立つ条例になるよう、これからも努力していきたいと思えます。



代表世話人
小早川大輔委員

「出雲市自治基本条例(仮称)市民懇話会」委員インタビュー
市民懇話会の世話人の代表に、これまでの感想と今後の意気込みについて伺いました。

お帰りなさい! 出雲へ

「日本の心のふるさと出雲」を 応援いただける方をご紹介します



出雲平野を走るふるさと電車「一畑電車」

出身地などの自治体に寄附できる「ふるさと納税制度」により、出雲市にも多くの皆さまからご寄附をいただいております。

市では引き続き、「日本の心のふるさと出雲」応援寄附金として広くご寄附を募っています。

ご家族、ご友人など、遠くふるさと出雲への想いを胸に、全国で頑張っている皆さまに、まっすぐ出雲に心を寄せていらつしやる皆さまに、広く本制度をPRしていただきますとともに、ふるさと出雲を応援(ご寄附)していただける方を、ぜひご紹介いただきますよう、お願い申し上げます。

市では、寄附金を次のような事業に活用し、「ふるさと出雲」のさらなる発展を図ります。

活用事業 〔平成二十二年実績〕

- ふるさと出雲の歴史文化資源の保存・活用や出雲の魅力の全国発信など、観光振興に資する事業(県外大型広告掲出など413万円)
- ふるさと出雲の高齢者の「人生100年・生涯健康」に資する事業(介護予防トレーニングマシン購入など909万円)
- ふるさと出雲の産業・福祉・教育・環境などの充実・発展に資する事業(図書館図書購入事業など468万円)
- その他市長が特に認める事業(出雲ブランド推進事業など280万円)



出雲ブランド推進事業によるフォト・ボイスプロジェクト(写真と言葉により魅力ある出雲の地域資源を紹介)

ご寄附いただくと、所得税と住民税から寄附額が一定の限度まで控除されるほか、出雲市独自の取り組みとして、特典を用意しております。

〔特典について〕

*市外在住で10,000円以上寄付された方を対象に進呈している、出雲市特産品(5,000円相当)も好評です。特産品22品目の内1品目(10万円以上寄付された場合は2品目)を選定いただきます。

今年度も、市内宿泊施設(44施設)のご協力により、宿泊料金の割引や特産品のサービスなどの特典がある『特典つき宿泊情報・パスポート』を送らせていただいております。

☆事業の詳細につきましては、市ホームページでも紹介しています。

〔ふるさと納税とは〕

出身地などの自治体へ寄附をされた場合、所得税と個人住民税から合わせてほぼ全額(所得税は2千円、個人住民税は5千円を超える額の一定限度額まで)を控除(軽減)することができる制度です。

おたずね/政策企画課 出雲ブランド室 TEL 21 - 6274